

環境保全と経済活動が両立する持続可能な社会の実現を目指す
建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、鹿島建設株式会社（以下「甲」という。）、株式会社かたばみ（以下「乙」という。）と農林水産省（以下「丙」という。）は、環境保全と経済活動が両立する持続可能な社会の実現を目指す建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙と丙が連携・協力することにより、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

甲及び乙は、都市等における「第 2 の森林」づくりや、林業の持続的な発展、自然再興（ネイチャーポジティブ）の推進を通じて、環境保全と経済活動が両立する持続可能な社会を実現する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ① 甲は、設計部署に木推進チームを組成し、施工支援部署に専任担当を設け全国の施工案件の支援を行うことで、木造・木質化案件の提案力、対応力の強化を図る。
- ② 甲は、木の制震技術や難燃処理技術の開発により、木造建築物に対する施主の不安を技術面から払拭し、中高層建築などの木造・木質化を推進する。
- ③ 甲は、社有施設、自社開発物件において木材を積極的に利用するとともに、施主に対し建築物の構造や内外装、家具への木材利用を積極的に提案する。その際、利用する木材は、国産材、更には地域産材の利用を推進する。
- ④ 甲は、甲及び乙が所有する森林（以下、「グループ山林」という。）において ICT 技術を活用するなど、新たなサプライチェーンのあり方を検討する。
- ⑤ 甲は、グループ山林を一元的に管理するデータベースをつくり、そのデータベースに建設工事の需要情報を連携させる仕組みを構築する。
- ⑥ 甲は、社有施設において、Sustainable SITES Initiative Platinum certified、優良緑地確保計画認定制度における認定及び発注者と連携した ABINC 取得を目指すなど、環境認証等を積極的に取得する。
- ⑦ 甲及び乙は、グループ山林とその周辺の森林を集約化した森林経営計画を策定し、効率的な森林施業と適切な森林の保全を図る。
- ⑧ 甲及び乙は、グループ山林において、目標林型と管理方針を示すゾーニングを実施する。具体的には、ドローン計測により森林の情報を取得し、森林の多面的機能を科学的なアプローチにより評価し、生産林と環境林に大別する。更に甲、乙それぞれの森林において、林況や地位、環境条件等から複数に分類を行い、目標林型を定める。この分類を森林管理の指針として森林経営計画に反映し、計画的な伐採、生態系保全/再生、生物多様性や生物資源への配慮を行うとともに、防災・減災対策など自然災害への対応を強化する。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組について積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙と丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙と丙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 3 通作成し、甲及び乙と丙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和 6 年 12 月 24 日

甲 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 天野 裕正



乙 株式会社かたばみ 代表取締役社長 高野 博信



丙 農林水産大臣 江藤 拓

